

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。

国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

見守り
新鮮情報

第130号

出廷することになり、
給料や財産が差し
押さえられることも
ある」などと書いて
ある。覚えがない場
合は**早急に連絡**す
るよう**赤字**で書かれ
ているが連絡するべ
きだろうか。

(80歳代 女性)

「**以前契約した**訪問販売及び寝具販売業者に
対して**未納料**もしくは**契約不履行**があり当
該会社が裁判所に**訴訟**を起こした」といった内
容の**はがき**が届いた。全く身に覚えがないが
「このまま連絡せずに**放置すると裁判所に**



「架空請求」はとにかく無視!

ひとこと助言

気をつけてね



見守るくん

- はがきや封書、電子メールなどで、身に覚えがない請求を受けたという、いわゆる「架空請求」に関する相談が、いまだに寄せられています。
- 「訴訟を起こした」「給料や財産を差し押さえる」など、過去に利用した業者に未払いがあったのかと勘違いさせる言葉を並べ、不安にさせる手口です。
- 「早急に連絡してください」などと書かれていても、絶対に連絡してはいけません。連絡したところ「訴訟取り下げのために必要」などと様々な理由をつけられて数十万円を請求されたケースもありました。
- 請求された内容に不明な点があったり、不安を感じたりした場合は、相手には連絡せずに、まずお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。